

京都府障害者活躍推進計画（公営企業）の実施状況について

評価年度	令和４年度		
目標に対する達成度			
<p>①評価年度の障害者に係る定着率</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">常 勤 職 員 （１年経過時点）</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">100%</td> </tr> </table> <p>②評価年度における退職者のうち障害を理由とする退職者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和４年度において、障害に起因する不本意な離職はない。 <p>③障害者雇用の推進に関する理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある職員の特性に応じた執務環境への配慮とヒアリングを通じて業務の最適化を行い、障害のない職員との均等な待遇の確保を図りながら、障害者の活躍推進に関する理解促進を図った。 		常 勤 職 員 （１年経過時点）	100%
常 勤 職 員 （１年経過時点）	100%		
取組内容の実施状況			
1. 障害者の活躍を推進する体制整備			
<p>①障害者の雇用の継続を図るために必要な施設若しくは設備の設置又は整備その他の諸条件の整備を図るための業務を担当する者の選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の雇用の継続を図るために必要な施設若しくは設備の設置又は整備その他の諸条件の整備を図るための業務を担当する者として、府民環境部長及び建設交通部長を選任（R2～）。 <p>②関係部局主管課及び関係広域振興局総務防災課に相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府民環境部と建設交通部の両主管課及び各広域振興局総務防災課に相談窓口を設置（R2～）。 <p>③障害者職業生活相談員の専任義務が生じた場合には速やかに専任するとともに障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の雇用の促進に関する法律第79条第1項の規定による障害者職業生活相談員の専任義務要件に該当せず、選任者はなかった。 <p>④「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営企画課1、公営企業管理事務所1、流域下水道事務所1 			
2. 障害のある職員の活躍の基本となる職務の選定			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属長によるヒアリング等を通じ、障害のある職員に適切な業務付与ができているか点検し、必要に応じて事務分担見直しや仕事の進め方の検討を行った。 			

3. 障害者の活躍を推進するための職場環境整備・人事管理

①必要な施設の整備その他の必要な措置

- ・ 改善すべき施設整備その他の措置は不要であった。

②適切な業務選定に係る配慮などの必要な措置

- ・ 障害のある職員が着席しやすい職場内配席と、導線の確保を行った。

③時差出勤・テレワーク等の実施

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、時差出勤及び在宅勤務、サテライト勤務等の取組を実施した。

④柔軟な休憩時間の設定に関する検討

- ・ 障害の特性に合わせた柔軟な休憩時間の設定の必要はなかった。

⑤キャリア形成支援

- ・ 所属長ヒアリング等を通じ、職員の希望や能力、適性等を十分に踏まえた人事異動により、キャリア形成を支援した。

⑥通勤に対する配慮

- ・ 障害のある職員に対して、庁舎敷地内に専用の駐車区画を確保するなど、通勤に対する配慮を行った。

⑦中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者）への円滑な職場復帰に向けた取組

- ・ 中途障害者はなかった。

4. その他

- ・ 障害者就労施設等からの物品等の調達実績 3件 1,438,536円

「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果

○ 目標に対する達成状況

- ・ 事務分担や仕事の進め方の見直しを通じて、障害者雇用の推進に関する理解を深めることができた。

○ 取組内容の実施状況

- ・ 概ね計画どおりの取組を行うことができた。